

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則（昭和４７年規則第１１号）新旧対照表

改 正 前	改 正 後	備 考
第１条～第１３条 （省 略） （仲卸業務の許可申請書の添付書類） 第１４条 業務規程第２０条第２項の規定による許可申請書には、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書、資産調書、役員の戸籍抄本及び<u>履歴書その他</u>市長が必要と認める書類を添付しなければならない。 第１５条 （省 略） （事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請書及び添付書類） 第１６条 （省略） ２ 前項の認可申請書には、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書、資産調書、役員の戸籍抄本及び履歴書、合併に係る契約書の写し（合併に係る認可を申請する場合に限る。）、分割に係る計画書又は契約書の写し（分割に係る認可を申請する場合に<u>限る。</u>）<u>その他</u>市長が必要と認める書類を添付しなければならない。 第１７条～第２０条 （省 略） （欠格条件該当報告） 第２１条 仲卸業者は、業務規程第２０条第３項第２号、<u>第５号又は第６号</u>のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 第２２条 （省 略） （売買参加者の承認申請書の添付書類） 第２３条 業務規程第２９条第２項の規定による承認申請書には、当該申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書、代表者の履歴書及び住民票の<u>写し</u>その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。 ２ 業務規程第２９条第２項の規定による承認申請書には、当該申請者が個人である場合にあつては、履歴書、住民票の<u>写し</u>その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。	第１条～第１３条 （現行どおり） （仲卸業務の許可申請書の添付書類） 第１４条 業務規程第２０条第２項の規定による許可申請書には、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書、資産調書、役員の戸籍抄本及び<u>履歴書、同条第３項第６号及び第７号オに該当しないことを誓約する書面その他</u>市長が必要と認める書類を添付しなければならない。 第１５条 （現行どおり） （事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請書及び添付書類） 第１６条 （現行どおり） ２ 前項の認可申請書には、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書、資産調書、役員の戸籍抄本及び履歴書、合併に係る契約書の写し（合併に係る認可を申請する場合に限る。）、分割に係る計画書又は契約書の写し（分割に係る認可を申請する場合に<u>限る。</u>）<u>業務規程第２０条第３項第６号及び第７号オに該当しないことを誓約する書面その他</u>市長が必要と認める書類を添付しなければならない。 第１７条～第２０条 （現行どおり） （欠格条件該当報告） 第２１条 仲卸業者は、業務規程第２０条第３項第２号<u>又は第５号から第７号までの</u>いずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 第２２条 （現行どおり） （売買参加者の承認申請書の添付書類） 第２３条 業務規程第２９条第２項の規定による承認申請書には、当該申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書、代表者の履歴書及び住民票の<u>写し、同条第３項第５号に該当しないことを誓約する書面</u>その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。 ２ 業務規程第２９条第２項の規定による承認申請書には、当該申請者が個人である場合にあつては、履歴書、住民票の<u>写し、同条第３項第５号に該当しないことを誓約する書面</u>その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。	暴力団員等の排除を図るために誓約書の提出義務を明記 同 上 暴力団員等の排除を図るための規定整備 暴力団員等の排除を図るために誓約書の提出義務を明記

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則（昭和４７年規則第１１号）新旧対照表

改 正 前	改 正 後	備 考
第２４条～第２５条 （省 略） （関連事業者の許可申請書の添付書類） 第２５条の２ 業務規程第３４条第２項の規定による許可申請書には、当該申請者が法人である場合にあつては、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書、資産調書、役員の戸籍抄本及び<u>履歴書その他</u>市長が必要と認める書類を添付しなければならない。 ２ 業務規程第３４条第２項の規定による許可申請書には、当該申請者が個人である場合にあつては、戸籍抄本、履歴書、<u>資産調書その他</u>市長が必要と認める書類を添付しなければならない。 第２６条 （省 略） （相続の認可申請書及び添付書類） 第２６条の２ 業務規程第３８条第４項の規定による認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(5) （省 略） ２ 前項の認可申請書には、申請者の戸籍抄本、資産調書、<u>履歴書その他</u>市長が必要と認める書類を添付しなければならない。 第２７条～第４９条の２ （省 略） （市場施設の使用指定） 第５０条 業務規程第７０条第１項<u>及び</u>第２項の規定により市場施設の使用の指定又は許可（以下「使用指定等」という。）を受けようとする者は、指定（許可）申請書を市長に提出しなければならない。 <u>（追加）</u> <u>２</u> 使用指定等（調理実習室の使用指定等を除く。以下この項において同じ。）の期間は、当該使用指定等の日からその属する年度の３月３１日までとする。ただし、この期間満了の前日１０日までに市長から特に使用を終了させる旨の通知がないときは、更に１年この期間は延長されたものとみなし、以後同様とする。	第２４条～第２５条 （現行どおり） （関連事業者の許可申請書の添付書類） 第２５条の２ 業務規程第３４条第２項の規定による許可申請書には、当該申請者が法人である場合にあつては、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書、資産調書、役員の戸籍抄本及び<u>履歴書、業務規程第３５条第１項第５号又は第２項第２号に該当しないことを誓約する書面その他</u>市長が必要と認める書類を添付しなければならない。 ２ 業務規程第３４条第２項の規定による許可申請書には、当該申請者が個人である場合にあつては、戸籍抄本、履歴書、<u>資産調書、業務規程第３５条第１項第５号又は第２項第２号に該当しないことを誓約する書面その他</u>市長が必要と認める書類を添付しなければならない。 第２６条 （現行どおり） （相続の認可申請書及び添付書類） 第２６条の２ 業務規程第３８条第４項の規定による認可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(5) （現行どおり） ２ 前項の認可申請書には、申請者の戸籍抄本、資産調書、<u>履歴書、業務規程第３５条第１項第５号又は第２項第２号に該当しないことを誓約する書面その他</u>市長が必要と認める書類を添付しなければならない。 第２７条～第４９条の２ （現行どおり） （市場施設の使用指定） 第５０条 業務規程第７０条第１項<u>又は</u>第２項の規定により市場施設の使用の指定又は許可（以下「使用指定等」という。）を受けようとする者は、指定（許可）申請書を市長に提出しなければならない。 <u>２ 業務規程第７０条第２項の規定による許可（調理実習室の使用の許可を除く。）を受けようとする者は、前項の指定（許可）申請書に、同条第３項に規定する暴力団員等でないことを誓約する書面を添付しなければならない。</u> <u>３</u> 使用指定等の期間は、当該使用指定等の日からその属する年度の３月３１日までとする。ただし、この期間満了の前日１０日までに市長から特に使用を終了させる旨の通知がないときは、更に１年この期間は延長されたものとみなし、以後同様とする。	暴力団員等の排除を図るために誓約書の提出義務を明記 暴力団員等の排除を図るために誓約書の提出義務を明記 暴力団員等の排除を図るために誓約書の提出義務を明記 暴力団員等の排除を図るために誓約書の提出義務を明記 項の繰下げ

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則（昭和４７年規則第１１号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<u>3</u> 業務規程第<u>70条第4項</u>の規定による保証金の額は、施設使用料月額 の6倍に相当する金額とし、その場合において1,000円未満の端数のある ときは、その端数金額を切り上げるものとする。 <u>4</u> 第6条の規定は、業務規程第70条第2項の規定により市場施設の使用 の許可を受けた者について準用する。 第51条～第58条 （省 略） （様式） 第59条 次の各号に掲げる文書等の様式は、当該各号に定めるところによ る。 (1) 業務規程第8条第1項、第21条第1項、第37条第1項及び<u>第70 条第3項</u>の誓約書 (2)～(5) （省 略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> (6) （省 略） <u>（新設）</u> (7) （省 略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> (8)～(28) （省 略） <u>（新設）</u> (29)～(30) （省 略） 別表1～様式5 （省 略） <u>（新設）</u>	<u>4</u> 業務規程第<u>70条第5項</u>の規定による保証金の額は、施設使用料月額 の6倍に相当する金額とし、その場合において1,000円未満の端数のある ときは、その端数金額を切り上げるものとする。 <u>5</u> 第6条の規定は、業務規程第70条第2項の規定により市場施設の使用 の許可を受けた者について準用する。 第51条～第58条 （現行どおり） （様式） 第59条 次の各号に掲げる文書等の様式は、当該各号に定めるところによ る。 (1) 業務規程第8条第1項、第21条第1項、第37条第1項及び<u>第70 条第4項</u>の誓約書 (2)～(5) （現行どおり） <u>（5）の2 第14条の書面 様式5の2</u> <u>（5）の3 第16条第2項の書面 様式5の3</u> (6) （現行どおり） <u>（6）の2 第23条第1項及び第2項の書面 様式6の2</u> (7) （現行どおり） <u>（7）の2 第25条の2第1項及び第2項の書面 様式7の2</u> <u>（7）の3 第26条の2第2項の書面 様式7の3</u> (8)～(28) （現行どおり） <u>（28）の2 第50条第2項の書面 様式28の2</u> (29)～(30) （現行どおり） 別表1～様式5 （現行どおり）	項の繰下げ 項の繰下げ 誓約書の様式新設

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則（昭和４７年規則第１１号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<u>（新設）</u>	<u>様式５の２</u> 誓 約 書 （宛先）札幌市長 札幌市中央卸売市場において仲卸業務の許可を申請するに当たり、札幌市中央卸売市場業務規程第２０条第３項第６号及び第７号オの規定に該当しないことを誓約します。 上記の誓約に反することが明らかになった場合は、許可を取り消されても異存ありません。 また、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。 年 月 日 住 所 誓約者 名称並びに代表者の役職及び氏名 ㊟	誓約書の様式新設

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則（昭和４７年規則第１１号）新旧対照表

改 正 前	改 正 後	備 考
<u>（新設）</u>	<u>様式５の３</u> 誓 約 書 （宛先）札幌市長 札幌市中央卸売市場において札幌市中央卸売市場業務規程第２４条第３項の認可を申請するに当たり、同業務規程第２０条第３項第６号及び第７号オの規定に該当しないことを誓約します。 上記の誓約に反することが明らかになった場合は、許可を取り消されても異存ありません。 また、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。 年 月 日 住 所 誓約者 名称並びに代表者の役職及び氏名 ㊞	誓約書の様式新設

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則（昭和４７年規則第１１号）新旧対照表

改 正 前	改 正 後	備 考
様式６（省 略） <u>（新設）</u>	様式６（現行どおり） <u>様式６の２</u> 誓 約 書 （宛先）札幌市長 札幌市中央卸売市場において売買参加者の承認を受けるに当たり、札幌市中央卸売市場業務規程第２９条第３項第５号の規定に該当しないことを誓約します。 上記の誓約に反することが明らかになった場合は、承認を取り消されても異存ありません。 また、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。 年 月 日 住 所 誓約者 氏 名 ⑩ <u>（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）</u>	誓約書の様式新設

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則（昭和４７年規則第１１号）新旧対照表

改 正 前	改 正 後	備 考
様式７（省 略） <u>（新設）</u>	様式７（現行どおり） <u>様式７の２</u> 誓 約 書 （宛先）札幌市長 札幌市中央卸売市場において関連事業の許可を申請するに当たり、札幌市中央卸売市場業務規程第３５条第１項第５号又は第２項第２号の規定に該当しないことを誓約します。 上記の誓約に反することが明らかになった場合は、許可を取り消されても異存ありません。 また、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。 年 月 日 住 所 誓約者 氏 名 ⑩ <u>（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）</u>	誓約書の様式新設

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則（昭和４７年規則第１１号）新旧対照表

改 正 前	改 正 後	備 考
<u>（新設）</u>	<u>様式７の３</u> 様式７の３ 誓 約 書 （宛先）札幌市長 札幌市中央卸売市場において札幌市中央卸売市場業務規程第３８条第４項の認可を申請するに当たり、同業務規程第３５条第１項第５号又は第２項第２号の規定に該当しないことを誓約します。 上記の誓約に反することが明らかになった場合は、許可を取り消されても異存ありません。 また、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。 年 月 日 住 所 誓約者 氏 名 ㊟ <u>（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）</u>	誓約書の様式新設

札幌市中央卸売市場業務規程施行規則（昭和４７年規則第１１号）新旧対照表

改 正 前	改 正 後	備 考
様式８～２８ （省 略） <u>（新設）</u>	様式８～２８ （現行どおり） <u>様式２８の２</u> 誓 約 書 （宛先）札幌市長 札幌市中央卸売市場において施設の使用許可を申請するに当たり、札幌市中央卸売市場業務規程第７０条第３項の規定に該当しないことを誓約します。 上記の誓約に反することが明らかになった場合は、許可を取り消されても異存ありません。 また、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。 年 月 日 住 所 誓約者 氏 名 ⑩ 生年月日 年 月 日 <u>（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）</u>	誓約書の様式新設
様式２９～３０ （省 略）	様式２９～３０ （現行どおり） 附 則(平成 25 年規則 16 号) この規則は、札幌市市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例(平成 25 年条例第 6 号)の施行の日から施行する。	